

不本意な定期購入 注意

SNS（交流サイト）に出てきた化粧品の広告で、通常より低価格で販売している商品を注文したところ、2回目が届いて初めて定期購入であったことに気が付いた。あるいは、定期購入だがいつでも解約できるとあったのに、解約には条件があり、自分の考え通りに解約できなかった、という相談が多く寄せられています。

▼安い化粧品を申し込んだつもりで、2回目が届くとは知らなかった。2回目が届くと分かっていたなら申し込まなかった。2回目から解約したい。（70歳・女性）

▼広告には「いつでも解約可能」と表示されていた。商品到着後、解約の申し出をしたが、すでに配送準備に入っているため解約できないと言われた。解約条件が定められているとは知らず、3回目以降の商品の解約しかできなかった。（51歳・女性）

改正された特定商取引法では、ネット通販の定期購入について、販売事業者は最終確認画面において、分量、販売価格・対価、支払いの時期・方法、引き渡し・提供時期、申込期間、申し込みの撤回、解除に関することなどの内容を、確認できるように表示することを義務付けています。販売事業者がこれらの内容を表示せず、そのために契約内容を錯誤して申し込みをした場合は、契約の取り消しを主張して事業者と交渉することができます。契約条件が記載されている画面をスクリーンショットで保存しておく習慣をつけるとよいでしょう。

最近では注文直後に表示された「割引クーポン」などを利用させることで、契約条件を意図的に変更させるケースも多くあります。くれぐれも、注文確定前に契約内容を再度しっかり確認してください。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや!）

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。